別記第４号様式（第１４条関係）

保有個人情報部分開示決定通知書

熊本県議会指令　　第　　　号

住　所

氏　名

　　　　年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第２４条第１項の規定により、下記のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

　　　　　　年　　月　　日

熊本県議会議長　　　　　　　印

記

１　開示する保有個人情報

|  |
| --- |
|  |

２　不開示とした部分とその理由

|  |
| --- |
| （不開示とした部分）  （根拠規定）  （理由） |

教　　　示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

３　開示する保有個人情報の利用目的

|  |
| --- |
|  |

４　開示の実施の方法等

（１）　開示の実施の方法等：

（２）　事務所における開示を実施することができる日時及び場所

　　　・期間：　月　日から　月　日まで（土・日曜、祝日を除く。）

　　　・時間：

　　　・場所：

（３）　写し等の作成に要する費用：　　　　　円

　　　　（内訳：　　　　　　　　　　　　　　）

（４）　写し等の送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

＜本件連絡先＞

担当課等名:

電　　　話:

（注）

**１　「開示の実施の方法等」**

　　開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から３０日以内に、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」（別記第１２号様式）により開示の実施の申出を行ってください。

　　事務所における開示の実施を希望される場合は、４（２）「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。

　　また、写し等の送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」（別記第１２号様式）によりその旨を申し出てください。

**２　開示の実施について**

（1） 事務所における開示の実施を希望され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」（別記第１２号様式）により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書をお持ちください。この場合、事務所において写し等の作成に要する費用を現金で納付してください。

（2） 写し等の送付を希望された場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」（別記第１２号様式）に併せて、写し等の作成及び送付に要する費用を次のア及びイにより送付してください。

　　ア　写し等の作成に要する費用

　　　　現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

　　イ　送付に要する費用

　　　　郵便切手又は現金書留、普通為替証書若しくは定額小為替証書